

I 総括

1 計画処理区域の面積及び人口

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村は区域内における一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととなっており、県内の全市町（14市9町）（令和3年3月31日現在）が一般廃棄物処理計画を定め、区内全域を計画処理区域としている。

広島県（以下、「本県」という。）における計画処理区域の面積及び人口は、表1-1のとおりである。

表1-1 計画処理区域の面積及び人口

（令和3年10月1日現在）

面積（国土地理院）	人 口（内 外国人人口）
8,479.22 km ²	2,794,941 人（51,450 人）

※平成24年度から外国人住民について、住民基本台帳制度の対象となったため人口に外国人住民も含まれている。

2 処理体制

本県における市町のごみ及びし尿の処理体制は、表1-2のとおりである。

表1-2 本県の処理体制（令和3年度）

市町名	ご み 処 理 体 制		し 尿 処 理 体 制
	可 燃 ご み	そ の 他	
広島市	単独処理	単独処理	単独処理（一部安芸地区衛生施設管理組合）
呉市	単独処理	単独処理	単独処理
竹原市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
三原市	単独処理	三原広域市町村圏事務組合	単独処理
尾道市	単独処理	単独処理	単独処理
福山市	単独処理	単独処理	単独処理
府中市	単独処理	単独処理	単独処理
三次市	単独処理	単独処理	単独処理
庄原市	単独処理	単独処理	単独処理
大竹市	単独処理（廿日市市で焼却）	単独処理	単独処理
東広島市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
廿日市市	単独処理	単独処理	単独処理
安芸高田市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江田島市	単独処理（呉市で焼却）	単独処理	単独処理
府中町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海田町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊野町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安芸太田町	単独処理（広島市で焼却）	単独処理	単独処理（広島市で処理）
北広島町	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
大崎上島町	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
世羅町	単独処理（三原市で焼却）	三原広域市町村圏事務組合	単独処理
神石高原町	単独処理	単独処理	単独処理

なお、呉市は、愛媛県今治市から旧関前村区域に係るごみ及びし尿の処理を受託している。

大竹市は、山口県和木町からし尿の処理を受託している。

3 収集及び処理状況

(1) 処理状況

令和3年度の県内の市町及び一部事務組合における廃棄物の処理状況は、表1－3のとおりである。

県内におけるごみの収集量は804,102tで、処理施設等への直接搬入量は77,029tで、合計すると881,131tである。県外からの受託量は91tであり、処理量の合計は881,222tである。(計量値の差や水分の蒸発などの理由により、排出量と処理量は一致しない。)

県内におけるし尿の収集量は613,449klで、これに県外からの受託量487klを加えた処理量は613,936klである。

表1－3 ごみ及びし尿の処理状況（令和3年度）

区分	収 集 量	直接搬入量	排出量合計	県外からの受託	処 理 量
ごみ（単位：t）	804,102	77,029	881,131	91	881,222
し尿（単位：kl）	613,449	—	613,449	487	613,936

(2) 処理量の推移

ごみ及びし尿の処理量の推移は、表1－4のとおりである。

令和3年度は前年度に比べ、ごみ処理量は0.64%、し尿処理量は1.11%減少した。

表1－4 ごみ及びし尿の処理量の推移（平成29年度～令和3年度）

区 分 \ 年 度	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ（単位：t）	906,605	910,140	911,026	886,891	881,222
し尿（単位：kl）	642,035	628,272	622,458	620,826	613,936

(注) 数値は県外からの受託分を含む。

詳細については、「Ⅱ ごみ」及び「Ⅲ し尿」の章において示す。

4 処理事業経費

(1) 歳出状況

県内の市町及び一部事務組合における令和３年度の廃棄物処理事業経費は、表１－５のとおりである。
歳出状況は、ごみが 55,233,744 千円、し尿が 6,720,694 千円で、合わせて 61,954,438 千円である。

表１－５ 廃棄物処理事業の歳出状況（令和３年度）

（単位：千円）

歳出				ごみ	し尿
建設・改良費	工事費	収集運搬施設		2,403	34,108
		中間処理施設		13,186,003	1,658,281
		最終処分場		6,421,964	25,630
		その他		2,532	0
	調査費		33,302	33,988	
	(組合分担金)		227,533	36,386	
	小計		19,873,737	1,788,393	
	分担金除く		19,646,204	1,752,007	
処理及び維持管理費	人件費	技能職	一般職	2,716,454	426,052
			収集運搬	2,766,123	139,826
			中間処理	436,198	135,719
			最終処分	89,042	0
	処理費	収集運搬費		583,001	92,581
		中間処理費		4,774,072	876,567
		最終処分費		490,188	247,137
	車両等購入費		153,600	0	
	委託費	収集運搬費		10,073,067	1,314,613
		中間処理費		11,172,676	1,385,952
		最終処分費		889,450	70,521
		その他		684,069	163,606
	(組合分担金)		3,112,061	887,648	
	調査研究費		27,760	5,007	
	小計		37,967,761	5,745,229	
分担金除く		34,855,700	4,857,581		
その他		731,840	111,106		
合計		58,573,338	7,644,728		
分担金除く		55,233,744	6,720,694		

（注）１ 組合分担金とは、廃棄物処理に関して構成市町が当該の事務組合に支払う負担金をいう。この分については一部事務組合における事業経費として各項目に分類算入されている。従って、廃棄物処理経費を算出する場合には、組合分担金を除く必要がある。

２ 「その他」とは、ボランティア清掃で使用するごみ袋代や、町内会が設置するごみステーションの設置補助など、他の項目に属さないものをいう。

(2) 処理経費

ごみ 1t 当たりの処理経費は 39,348 円/t、し尿 1kl 当たりの処理経費は 7,904 円/kl で、それぞれの推移は、表 1-6 のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{ごみ 1t 当たりの処理経費} &= \frac{\begin{array}{l} \text{ごみの処理及び維持管理費(分担金を除く)} \quad - \quad (\text{車両等購入費} + \text{調査研究費}) \\ 34,855,700 \text{ 千円} \quad - \quad 181,360 \text{ 千円} \end{array}}{\text{ごみの処理量} \quad 881,222 \text{ t}} \\ \text{し尿 1kl 当たりの処理経費} &= \frac{\begin{array}{l} \text{し尿の処理及び維持管理費(分担金を除く)} \quad - \quad (\text{車両等購入費} + \text{調査研究費}) \\ 4,857,581 \text{ 千円} \quad - \quad 5,007 \text{ 千円} \end{array}}{\text{し尿の処理量} \quad 613,936 \text{ kl}} \end{aligned}$$

表 1-6 ごみ及びし尿の単位当たりの処理経費の推移（平成 29 年度～令和 3 年度）

区 分 \ 年 度	H29	H30	R1	R2	R3	全国平均 (令和3年度)
ごみ 1t 当たりの 処理経費 (円/t)	37,882	37,404	36,700	38,737	39,348	40,059
し尿 1kl 当たりの 処理経費 (円/kl)	7,324	7,477	7,602	8,788	7,904	8,547

令和 3 年度におけるごみ 1t 当たりの処理経費は前年度よりも増加したが、し尿 1kl 当たりの処理経費は前年度よりも減少した。

(3) 事業経費

ごみ 1t 当たりの事業経費は 62,679 円/t、し尿 1kl 当たりの事業経費は 10,947 円/kl で、それぞれの推移は、表 1-7 のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{ごみ 1t 当たりの事業経費} &= \frac{\text{ごみの事業経費(分担金を除く)} \quad 55,233,744 \text{ 千円}}{\text{ごみの処理量} \quad 881,222 \text{ t}} \\ \text{し尿 1kl 当たりの事業経費} &= \frac{\text{し尿の事業経費(分担金を除く)} \quad 6,720,694 \text{ 千円}}{\text{し尿の処理量} \quad 613,936 \text{ kl}} \end{aligned}$$

表 1-7 ごみ及びし尿の単位当たりの事業経費の推移（平成 29 年度～令和 3 年度）

区 分 \ 年 度	H29	H30	R1	R2	R3	全国平均 (令和3年度)
ごみ 1t 当たりの 事業経費 (円/t)	50,095	55,385	44,774	66,306	62,679	54,410
し尿 1kl 当たりの 事業経費 (円/kl)	9,292	9,560	10,861	13,409	10,947	10,892

令和 3 年度のごみ 1t 当たりの事業経費及びし尿 1kl 当たりの事業経費は前年度よりも減少している。今後、これらの事業経費は老朽化した施設の更新や改良等に伴い増大すると考えられる。

5 廃棄物処理事業従事職員

本県の一般廃棄物処理事業の職員数は、表 1－8 のとおりである。

廃棄物処理事業従事職員数は 899 人である、そのうち、ごみ処理事業に従事している職員は 777 人、し尿処理事業に従事している職員は 122 人である。

一般廃棄物処理事業にかかわる職員数の推移は、表 1－9 のとおりである。

表 1－8 一般廃棄物処理事業の職員数（令和 3 年度）

（単位：人）

区 分	ご み			し 尿			合 計		
	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計
市	293	434	727	41	50	91	334	484	818
町	13	8	21	4	5	9	17	13	30
一部事務組合	29	0	29	22	0	22	51	0	51
計	335	442	777	67	55	122	402	497	899

表 1－9 一般廃棄物処理事業の職員数の推移（平成 29 年度～令和 3 年度）

（単位：人）

年 度 区 分	H29	H30	R1	R2	R3
一 般 職	550	543	426	406	402
技 能 職	474	443	515	512	497
計	1,024	986	941	918	899